



意向確認
ご加入前
のご確認

就業不能サポート制度は、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に当たっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年1月1日(木)~2026年12月31日(木)

加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態もお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

【基本保障：主契約・特定精神障害給付特約】

保障内容	10万円コース	5万円コース
病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回) <主契約> [就業不能給付金]	基準給付金月額	基準給付金月額
所定の精神障害による就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回) <特定精神障害給付特約> [特定精神障害給付金]	10万円	5万円

(注) 第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。) 就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

給付イメージ



給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 給付金のお支払いは、加入日以降に発生した就業不能状態に限ります。
- 給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度回数	通算
		就業不能給付金 1つの継続した就業不能状態につき18回
特定精神障害給付金 1つの継続した就業不能状態につき18回	18回	

- 給付金の受取人は次の通りです。
給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 [P.67](#)

給付金のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 [P.69](#)

加入取扱いに関するご注意



- 就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
- 特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

保険料

●月額保険料 (単位：円)

<基本保障：主契約・特定精神障害給付特約>

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男 性		
基準給付金月額 (申込コース)	10万円 (10万円コース)	5万円 (5万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障
16～19歳 (2006.7.2～2010.7.1)	1,010	505
20～24歳 (2001.7.2～2006.7.1)	1,050	525
25～29歳 (1996.7.2～2001.7.1)	1,040	520
30～34歳 (1991.7.2～1996.7.1)	1,170	585
35～39歳 (1986.7.2～1991.7.1)	1,280	640
40～44歳 (1981.7.2～1986.7.1)	1,360	680
45～49歳 (1976.7.2～1981.7.1)	1,620	810
50～54歳 (1971.7.2～1976.7.1)	2,080	1,040
55～59歳 (1966.7.2～1971.7.1)	2,890	1,445
60～64歳 (1961.7.2～1966.7.1)	4,220	2,110
65歳 (1960.7.2～1961.7.1)	5,180	2,590

女 性		
基準給付金月額 (申込コース)	10万円 (10万円コース)	5万円 (5万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障
16～19歳 (2006.7.2～2010.7.1)	1,140	570
20～24歳 (2001.7.2～2006.7.1)	1,080	540
25～29歳 (1996.7.2～2001.7.1)	1,300	650
30～34歳 (1991.7.2～1996.7.1)	1,480	740
35～39歳 (1986.7.2～1991.7.1)	1,510	755
40～44歳 (1981.7.2～1986.7.1)	1,700	850
45～49歳 (1976.7.2～1981.7.1)	2,020	1,010
50～54歳 (1971.7.2～1976.7.1)	2,230	1,115
55～59歳 (1966.7.2～1971.7.1)	2,580	1,290
60～64歳 (1961.7.2～1966.7.1)	3,510	1,755
65歳 (1960.7.2～1961.7.1)	3,830	1,915

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。